

**引取業及びフロン回収業の登録申請**

番号	申請書等	形式的な事項等	<input checked="" type="checkbox"/>									
1	<input type="checkbox"/> 引取業 <input type="checkbox"/> フロン回収業 申請書	登録に応じた様式、登録区分、登録年月日、登録番号、郵便番号、電話番号、ふりがな	<input type="checkbox"/>									
2	岐阜市収入証紙貼付書 及び <b>岐阜市収入証紙</b> (申請手数料)	<table border="1"> <tr> <td>名称記載、区分に応じた申請手数料</td> <td>新規</td> <td>更新</td> </tr> <tr> <td>引取業</td> <td>4,000 円</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>フロン回収業</td> <td>5,000 円</td> <td>4,000 円</td> </tr> </table>	名称記載、区分に応じた申請手数料	新規	更新	引取業	4,000 円	3,000 円	フロン回収業	5,000 円	4,000 円	<input type="checkbox"/>
名称記載、区分に応じた申請手数料	新規	更新										
引取業	4,000 円	3,000 円										
フロン回収業	5,000 円	4,000 円										
3	【個人申請】 申請者、法定代理人の住民票の写し ※1、2	本籍地の記載があるもの、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの、3か月以内のもの	<input type="checkbox"/>									
	【法人申請】 登記簿記載事項証明書 ※1	3か月以内のもの										
4	誓約書	登録に応じた様式	<input type="checkbox"/>									
<b>a. 【引取業】 フロン類の確認体制</b>												
5a	エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類	確認方法を記載した書類又は技術者（自動車整備士など）の資格証の写し等、事業所ごとに必要	<input type="checkbox"/>									
<b>b. 【フロン類回収業】 フロン類回収設備</b>												
5b	フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類	事業所ごとに必要	<input type="checkbox"/>									
6b	フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類	取扱説明書又はカタログ等、申請書に記載した回収するフロン類との整合性	<input type="checkbox"/>									

**【備考】**

- ・申請者が未成年の場合、法定代理人が必要になります。
- ・登記簿記載事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記簿に記録されている事項を証明した書面になります。

※1 コピーを提出される場合、原本を確認しますので、原本をお持ちください。

※2 法定代理人が法人の場合、その法人の登記簿記載事項証明書が必要になります。